

四日市市告示第 1 2 2 号

障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 7 日

四日市市長 田中 俊行

障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関する要綱の一部を改正する要綱
障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関する要綱（平成 1 5 年四日市市告示
第 2 5 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 この要綱において「障害者雇用促進企業」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 市内の本店等において、第 4 条第 1 項に規定する申請の日から遡って 1 年間の障害者雇用率(各月の初日に雇用している障害者の数を合計した数を同日に雇用している者の数を合計した数で除して得た率(0.1パーセント未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。)をいう。)が <u>2.0パーセント以上</u>であること。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 この要綱において「障害者雇用促進企業」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 市内の本店等において、第 4 条第 1 項に規定する申請の日から遡って 1 年間の障害者雇用率(各月の初日に雇用している障害者の数を合計した数を同日に雇用している者の数を合計した数で除して得た率(0.1パーセント未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。)をいう。)が <u>1.8パーセント以上</u>であること。</p> <p>3 (略)</p>

附則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部調達契約課)